

おっとくだね!

ちゅーぶ



2025年(令和7年)10月

発行:中部地域振興課

〒720-0812 福山市霞町一丁目10番1号

TEL084(932)7265 Fax084(928)8609

tyuubu-chiikishinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp



ふくやま こどもフェスティバル開催

10:00～15:00

11/3
(月)

展示期間

10/24～11/16



マスコットキャラクター「ふくみん」

会場:中央公園
まなびの館ローズコム

会場周辺地図



※駐車場には限りがあります
なるべく公共交通機関をご利用ください

わくわくドキドキがいっぱい!

ステージ発表(中央公園)

お楽しみコーナー(中央公園)

- ・飲食ブース
- ・ゲーム、体験ブース
- ・販売ブース

ふくやまバスまつり 2025(多目的広場)

体験コーナー(ローズコム 4 階)

- ・お仕事体験
- ・遊び体験
- ・おもちゃ病院

展示コーナー

(ローズコム1階エントランスホール)



「あそびなちゃん」と「つくろうくん」も
みんなをまつてるよ～



ふくやまこどもフェスティバルHP



カラフル絵の具箱！



【子どもの権利条約 4 つの柱】

1 生きる権利



2 育つ権利



3 守られる権利



4 参加する権利



子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべてのこどもたちがもつ人権(権利)を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会において採択されました。この条約を守ることを約束している「締約国・地域」の数は196。世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

子どもの権利条約は、こども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。

こどもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、こどもならではの権利も定めています。

生きる権利や成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利など、世界のどこで生まれてもこどもたちがもっている様々な権利が定められた、この条約が採択されてから、世界中で、多くのこどもたちの状況の改善につながってきました。

ちゅー吉さんのつぶやき。

最近、大学の先生と電話で話をする機会がありました。話の途中で、「この前な～、私の学生と、保育所を訪問したときに、すごくうれしいことがあったんよ。」と、その時の先生の弾んだ声だけで、こちらもワクワクしました。

5歳児のこどもたちと、平和について考えたり大きな鶴を折る保育をしたとき……

「そらからおちてくるのが、ばくだんじゃのうて、おりづるじゃったらええのに～！」。

5歳のこどもが“戦争はダメ！みんなが仲良しがいい！”っていうことを理屈ではなく、友だちとの関係のなかでしっかりと感じていることに、鳥肌がたったそうです。また、その場にいた「先生」をめざす学生たちも、その子の言葉が心に響いたそうです。

こんな心あたたまる話を聞かせてもらい、日時にち迫る「ふくやまこどもフェスティバル」においても、たくさんのこどもたちからの驚きや喜び、感動や発見の顔がみられるよう準備を進めなくては…と思いました。

